おやべメルヘンメイト派遣要項

（趣旨）

1. この要綱は、おやべメルヘンメイト大使要項に規定するおやべメルヘンメイトの派遣に関し必要な事項を定めるものとする。

（派遣の要件）

1. 小矢部市観光協会会長（以下「会長」という。）は、各種団体の行うイベント等が小矢部市（以下「市」という。）のPR又はイメージアップに資すると認められる場合に大使を派遣することができる。

２　　　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、大使の派遣を認めない。

* 1. 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
	2. 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
	3. 小矢部市観光協会（以下「観光協会」という。）の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
	4. 営利を目的として使用し、又は使用するおそれがあるとき。
	5. 前各号に揚げるもののほか会長が不適当を認めるとき。

（派遣の申請）

1. 大使の派遣を希望する者は（以下「申請者」という。）は、おやべメルヘンメイト申請書を（様式第1号）を、派遣を受けようとする日の1ヶ月前までに会長に提出しなければならない。ただし、会長が特に必要と認めた場合には、この限りではない。

（派遣の承認等）

1. 会長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その可否を決定のうえ、おやべメルヘンメイト派遣承認通知書（様式2号）又はおやべメルヘンメイト派遣不承認通知書（様式3号）により、申請者に通知するものとする。

2　　　前項の場合において、同一日に複数の申請があったときは、原則として先着順に承認するものとする。

3　　　会長は、第1項の承認に際し、その目的を達成するために必要な条件を付することができる。

（派遣料等）

1. 1日当たりの大使の派遣に係る料金（消費税を含む。）は、次の各号に掲げる大使の活動時間に応じ、派遣の承認を受けた者（以下「派遣利用者」という。）がこれを負担するものとする。

⑴活動時間が8時間以内の場合　10,000円

⑵活動時間が4時間以内の場合　5,000円

2　　　前項の規定にかかわらず、派遣利用料は、大使の派遣に旅費又は宿泊費が発生する場合は、当該旅費又は宿泊費を負担するものとする。

3　　　派遣利用者は、前2項に揚げた内容の料金を、当日までに本人に支払わなければならない。

4　　　後払いの場合は、銀行口座に振り込むこと。

（承認の取消し）

第6条　会長は、派遣利用者がこの要綱に違反した場合又は観光協会に支障が生じた場合は、派遣承認を取り消すことができる。

（責任）

第7条　大使の派遣により、派遣利用者が被った損害又は派遣利用者が第三者に与えた損害に対しては、会長及び観光協会は一切の責任を負わない。

（補則）

第8条　この要綱に定めるもののほかに必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和５年9月25日から施行する。